

令和元年5月27日

個人情報保護委員会事務局 御中

一般社団法人全国銀行協会

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」
に対する意見について

平成31年4月25日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のと
おり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に対する意見

NO.	頁	大項目	小項目	意見
1	－	全般	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・本中間整理やパブリックコメントの結果等を踏まえ、仮に改正を行う場合には、改正案は、なるべく早期に提示いただきたい。 ・また、改正案は、パブリックコメントに付されることが望ましい。
2	16～19頁	第1節 個人情報に関する個人の権利の在り方	5. 検討の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等が保有する「個人情報の帰属の明確化」についても検討のテーマに盛り込むべきである。かかる基本的な認識が不統一な状況では、消費者と企業との認識差異によるレピュテーションリスクが解消しないほか、企業間においても、認識の相違から自主ルール等が乱立することとなり、管理水準のバラつきを助長し、また、利活用に関しても、大きなイノベーションが生じ難い状態を惹起する懸念がある。 ・個別のテーマについて、民間主導の自主ルールを優先することに異論はないものの、個人情報の管理・利活用の起点となる考え方については、統一化が必要である。
3	16～17頁	第1節 個人情報に関する個人の権利の在り方	5. 検討の方向性 (2) 個人情報保護法相談ダイヤルの充実 (4つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談ダイヤルは、消費者と事業者との接点として、引き続き重要であり、個人情報保護と利活用を進めるうえで、更なる普及が必要と考える。このため、(本項の4つ目の○のとおり)「今後、相談ダイヤルについては、AIを使ったチャットボットを導入するなど、更なるサービスの充実に向け取り組む必要がある。」との記載は、「今後、相談ダイヤルについては、浸透度の更なる拡大のための周知に努めるとともに、AIを使ったチャットボットを導入するなど、更なるサービスの充実に向け取り組む必要がある。」などとするのが望ましい。
4	17頁	第1節 個人情報に関する個人の権利の在り方	5. 検討の方向性 (3) 開示請求 (3つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> ・「委員会として、企業に対して制度の周知に努める必要がある。」とあるが、開示に対する考え方について変更があるものでないことを確認したい。また、企業のみならず制度を利用する個人に対しても、個人情報保護法にもとづく開示の趣旨を周知いただきたい。趣旨を理解していない開示の要求が多々見られる。
5	17頁	第1節 個人情報に関する個人の権利の在り方	5. 検討の方向性 (3) 開示請求 (4つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> ・電磁的形式による提供は認めるべきであるが、そのための体制作りも必要となることから、必須の要件とはせず、電磁的形式も認めるといった既存形式との併存を認めるのが望ましい。
6	17頁	第1節 個人情報に関する個人の権利の在り方	5. 検討の方向性 (3) 開示請求 (4つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報保護法における開示の際の電磁的形式による提供の明確化についても、今後、利用者の利便性も考慮しつつ、検討していく必要がある。」とあるが、現在個人データの開示は紙ベースで対応しており、それ以外の形式を想定していないため、技術的に対応できない可能性がある。各事業者が技術的に対応可能な(追加的

NO.	頁	大項目	小項目	意見
				<p>なシステム開発負荷をかけないで済む) 電磁的形式に限定する方向で検討していくべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、技術的に対応可能であったとしても、音声・映像等は動画共有サービス等にアップロードされ、拡散される懸念もあるため、慎重に判断されるべきと考える。ただし、電磁的形式による提供は、事前に事業者側の同意を必要とする等、一定の制限を設けることも考えられる。
7	18～19頁	第1節 個人情報に関する個人の権利の在り方	5. 検討の方向性 (4) 利用停止等	<ul style="list-style-type: none"> 「利用停止等」の「等」については、具体的な明示が必要である。「消去」と「利用停止」は別概念であることから、しっかりと分けて議論するべきである。
8	18～19頁	第1節 個人情報に関する個人の権利の在り方	5. 検討の方向性 (4) 利用停止等	<ul style="list-style-type: none"> 利用停止等は、個人情報の「利用」に関する変更であり、個人情報の「取得」に関しては影響がないという理解でよいか。副次的に取得が制限されることとなると実務に影響がある。
9	18～19頁	第1節 個人情報に関する個人の権利の在り方	5. 検討の方向性 (4) 利用停止等	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪収益移転防止法やマネーロンダリング対策等、他の法令や制度対応との棲み分けおよび相互の影響有無について慎重に議論する必要がある。個人情報保護法の改正により、直接的・間接的に顧客確認 (Know Your Customer : KYC) 等に支障がないようにする必要がある。
10	18～19頁	第1節 個人情報に関する個人の権利の在り方	5. 検討の方向性 (4) 利用停止等	<ul style="list-style-type: none"> 企業における実効性のある対応に向けて、利用停止等の範囲については、可能な限り明確化するとともに、「事業者からの勧誘をやめてほしい」等、消費者からの要望を踏まえたメリハリをつけた内容とすべきである。
11	18～19頁	第1節 個人情報に関する個人の権利の在り方	5. 検討の方向性 (4) 利用停止等	<ul style="list-style-type: none"> 利用停止等に関しては、具体的に削除を要するデータや項目を特定のうえ、影響を確認する必要がある。特に、音声等の非構造データについては、特定個人の情報を指定して除去するというのは非現実的である。
12	18～19頁	第1節 個人情報に関する個人の権利の在り方	5. 検討の方向性 (4) 利用停止等	<ul style="list-style-type: none"> DMやアウトバウンドコール、アフィリエイト広告に留まらず、各種分析、データマーケティングに至るまで利用停止の対象となる場合、顧客に気づきを提供する機会や金融リテラシーを提供する機会なども喪失する。「貯蓄から資産形成」や「人生100年時代の金融サービス」に期待される金融機関としての機能発揮に大きな制約を及ぼすことから「利用」の定義の明確化や範囲の限定が必要と考える。
13	18～19頁	第1節 個人情報に関する個人の権利の在り方	5. 検討の方向性 (4) 利用停止等	<ul style="list-style-type: none"> 前回の改正時に「個人情報ではあるが、記録化・保管を求められなかったもの(振込依頼時に受入する受取人名など)」は、利用停止請求の対象外という理解でよいか。記録も保管もしていないため、仮に利用停止請求があったとしても、利用停止できない(利用停止した証明ができない)。
14	18～	第1節 個人情報に関する個人の権利の在り方	5. 検討の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法上、従業員の個人情報も対象に含まれるが、本中間整理において、

NO.	頁	大項目	小項目	意見
	19 頁	する個人の権利の在り方	(4) 利用停止等	従業員の個人情報の取扱いについては特段の記載がない。特に、利用停止については、企業実務の実態も踏まえて、適用対象とするかを含めて慎重に検討いただきたい。
15	18 ～ 19 頁	第 1 節 個人情報に関する個人の権利の在り方	5. 検討の方向性 (4) 利用停止等	<ul style="list-style-type: none"> 個人信用情報機関である全国銀行個人信用情報センターにおいては、本人同意を取得したうえで、消費者の個人信用情報(官報掲載情報等を含む。)を金融機関等から収集し、また、与信判断のために金融機関等へ提供している(金融分野における個人情報の保護に関するガイドライン第 11 条第 2 項)。かかる事業は、過剰貸付・多重債務の防止といった消費者保護に寄与すること、審査事務の迅速化による円滑な消費者信用の提供を目的としているが、これらの目的に沿った機能を十分に発揮するためには、消費者の既往債務の有無、残額・与信供与額、返済履行状況について、正確かつ客観的な情報を保有していることが必要不可欠となる。仮に消費者による無条件の利用停止等を許容した場合、金融機関等は当該消費者の正確な債務状況等を把握することが困難となり、また、消費者全体にも、借入れ等の金融サービス利用に影響を与える懸念がある。今後の検討に当たっては、消費者信用等の円滑かつ健全な発展が阻害されないよう配慮いただきたい。
16	18 頁	第 1 節 個人情報に関する個人の権利の在り方	5. 検討の方向性 (4) 利用停止等 (1 つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> 「利用停止等に関して、個人の権利の範囲を広げる方法について検討する必要がある。」とあるが、消費者側の要望として、本人が望まない勧誘への対応が最も求められると考えられるため、ダイレクトメールや電話案内等、事業者から消費者に対して直接的・能動的に働きかける範囲に絞って検討することが望ましい。
17	18 頁	第 1 節 個人情報に関する個人の権利の在り方	5. 検討の方向性 (4) 利用停止等 (1 つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> 「利用停止等に関して、個人の権利の範囲を広げる方法について検討する必要がある。」とあるが、すでに第三者提供した情報の取扱いや第三者提供の連鎖でどこまで停止を遡るべきかについて検討内容に含めるべきである。
18	18 頁	第 1 節 個人情報に関する個人の権利の在り方	5. 検討の方向性 (4) 利用停止等 (1 つ目、3 つ目、4 つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> 「利用停止等に関して、個人の権利の範囲を広げる方法について検討する必要がある。」との主旨に賛同する。一方で、事業者側の「実務上の論点」も並行して検討される必要があると考える。 現状、「利用停止等」という表現が用いられている対応の中には、実務上、「利用停止」と「消去」で事業者側の負担が大きく変わるものがあることから(例: 利用停止は出口管理で済む一方、消去はデータが分散管理されている場合などにすべての照合・消去が必要となり負担大)、利用停止が担保されれば消去までは必要としないなど、事業者側の実務への配慮も踏まえたルール作りが望ましい。
19	18 頁	第 1 節 個人情報に関する個人の権利の在り方	5. 検討の方向性 (4) 利用停止等	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報は各種システム上に分散保管されており、名寄せも含め、すべてを利用停止することは実務上困難であり、「利用」の定義の明確化や範囲の限定が必要と考

NO.	頁	大項目	小項目	意見
		方	(4つ目の○)	える。
20	19頁	第1節 個人情報に関する個人の権利の在り方	5. 検討の方向性 (4) 利用停止等 (5つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> ・「利用停止等については、(略) 企業側の実態も踏まえつつ、具体的に検討していく必要がある。」とあるが、改正案の検討に当たっては、以下を踏まえていただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> －利用停止の範囲を明記(銀行の本来業務が含まれないことを明示していただきたい) －利用停止の申出を受けてから、利用停止するまでの猶予期間の許容(システムの仕様上、即時の停止が困難となるデータが存在する可能性がある) －すでに利用に着手した個人データは利用停止の対象外とすることを明記することが望ましい(利用・加工中のデータから当該データのみを除去することは非現実的である)
21	19頁	第1節 個人情報に関する個人の権利の在り方	5. 検討の方向性 (4) 利用停止等 (5つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用停止等(利用の停止又は消去)とあるが、金融機関にとってどのような対応が求められ、どのような制約が生じるか。例えば、以下の点等について、具体的に議論を進めていただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> －利用停止の申出があった顧客に対するDM等のアプローチの可否について、何が許容され何が許容されないか、具体的に定義していただきたい(「当行からのお知らせ」は可(許容されないと業務上支障あり)、広告・宣伝は不可等)。 －消去について、銀行として顧客管理のために必要な情報は当然に保持可能か。許容されない場合は取引を解消せざるを得ないのか。トラックレコードはどう対応すべきか。
22	19頁	第1節 個人情報に関する個人の権利の在り方	5. 検討の方向性 (4) 利用停止等 (5つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> ・「利用停止等については、消費者側からの根強い要望に対して、個人の権利を保護していく観点からどのようにすれば一定の対応が可能か、企業側の実態も踏まえつつ、具体的に検討していく必要がある。」とあるが、銀行業務の円滑な運営のため、反社会的勢力、クレーマーや不正情報等の蓄積が必要である。本件の消去等を顧客からの申出どおりに行うと、銀行側が繰り返しトラブルに巻き込まれる懸念がある。 ・また、融資審査に当たっては過去の信用事故情報(記録)は欠かせない情報であり、事務手続の判断等に当たっても、顧客に関する記録(ハンディキャップの情報等)は欠かせない。したがって、こうした過去記録(個人情報)の利用停止等については慎重に判断されるべきと考える。ただし、利用停止等に当たっては、事前に銀行の同意を必要とする等、一定の制限を設けることも考えられる。
23	19頁	第1節 個人情報に関する個人の権利の在り方	5. 検討の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・「企業側の実態も踏まえつつ」に関し、銀行が顧客から利用停止や消去を求められ

NO.	頁	大項目	小項目	意見
		する個人の権利の在り方	(4) 利用停止等 (5つ目の○)	<p>た場合、すでに関係会社と共有した情報は「顧客から情報受領業者（関係会社）に直接要求がない限り、利用停止やデータ削除を要請する必要がない。」旨を明確にすることが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品仲介や銀行窓販等、常時情報を共有する取引に紐付く場合、顧客との取引の維持が必要となるため、「顧客が利用停止権を主張できない状況を許容する特例を設けること」が望ましい。 平成 27 年改正個人情報保護法施行以前に収集した個人情報・個人データは、同規制の適用開始後もそのまま使えることを明確にすることが望ましい（利用停止権等の記載がない同意書の有効性を確認したい）。
24	19 頁	第 1 節 個人情報に関する個人の権利の在り方	5. 検討の方向性 (4) 利用停止等 (5つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> プロファイリング等のビッグデータやアドテクノロジーの高度化により、実質的に個人が特定されたに等しい利活用によりダイレクトマーケティング等が行われ、それが消費者の不満に繋がっていることや GDPR 等の国際的な個人の権利拡大の動きを考慮すると、より具体的に、「消去権、利用停止権、プロファイリングに係る規定等を、消費者保護・国際的な潮流を勘案して具体的に検討していく必要がある。」とすることが望ましい。
25	24 頁	第 2 節 漏えい報告の在り方	3. 検討の方向性 (2) 勘案すべき事項 (4つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> 「本人への通知等の在り方についても検討が必要である。（略）本人への通知等の具体的な方法・手段について検討する必要がある。」との主旨に賛同する。 特に、大量の個人情報を取り扱う事業者にとって、メディアやウェブサイトによる告知のみでよいのか、個人別に電話・郵送・メールによる連絡が必要なのか等によって必要となる体制が大きく異なると考えられ、連絡先変更などで本人と連絡がとれない場合や、本人が高齢者や子供の場合に家族への通知が許容されるのかなど、実務上判断に迷うケースが想定される。ガイドライン等を提示いただきたい。
26	32 頁	第 3 節 個人情報保護のための事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方	3. 検討の方向性 (2) 民間の自主的な取組の推進 (4つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> 「特に、PIA については、（略）事業者自身にとって、効率的かつ効果的に必要十分な取組を進めるための有用な手段であることを踏まえ検討する必要がある。」との主旨に賛同する。 プライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment : PIA）については、自社の自主的な取組を推進していくうえで、他社の事例やガイドライン等が公開されることを希望する。
27	32 頁	第 3 節 個人情報保護のための事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方	3. 検討の方向性 (2) 民間の自主的な取組の推進 (4つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> 「特に、PIA については、評価書の作成に係る事業者の負担を考慮に入れつつ、特に、大量の個人データを扱う事業者にとっては、このプロセスを通じた事前評価を行う（略）」とあるが、事前評価の同一フォーマット化、XML などコンピューター処理し易いデータ化することで、情報の提供先などを機械的に分析、処理可能となるため、

NO.	頁	大項目	小項目	意見
				そのような取組みも推進していただきたい。
28	33 頁	第 4 節 データ利活用に関する施策の在り方	1. 匿名加工情報制度 (2) 活用の状況 (2つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> 「事例集の公表を行い、小売、調剤薬局、健保組合の事例等、具体的な事例について情報発信を行っているところである。」とあるが、こうした事例は、技術革新や時間の経過に伴い、今後も多くの成功事例が積み重なっていくものと考えられ、パーソナルデータの更なる利活用促進のうえでも、今後も、継続的に具体事例に係る情報発信を希望する。
29	38 頁	第 4 節 データ利活用に関する施策の在り方	4. ターゲティング広告 (1) 概要 (2つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> ターゲティング広告の具体例が記載されているが、仮に、金融機関がこの手の広告手法に類似する手法でマーケティングを行った場合、規制の対象となるのか（「属性ターゲティング広告とはユーザーが自ら登録を行った年齢・性別・居住地情報等の属性情報を利用して広告を配信」とあるが、広告の配信ではなく、個別の商品勧誘などであればすでに行っており、「行為規制」となると、予期せぬ業態で影響が出る懸念がある）。
30	39 頁	第 4 節 データ利活用に関する施策の在り方	4. ターゲティング広告 (2) 消費者のプライバシーに関する懸念 (3つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> 「特に、最近では、スマートフォンの普及等により、ウェブ上の検索履歴や閲覧履歴のみならず、位置情報を含めた広い意味での行動履歴が利用され得る状況にある。このような幅広い情報を膨大に収集し、解析、利用することについて、プライバシー上懸念があるとの意見もある。」との主旨に賛同する。 一方で、国の産業競争力強化や企業の競争力強化の視点から、制約を設け過ぎず、革新的な情報利活用策を推進していく観点も必要と考える。「プライバシーポリシーガイドライン」および「行動ターゲティング広告ガイドライン」に則りつつ、利活用を推進いただくことを希望する。
31	40 ～ 42 頁	第 4 節 データ利活用に関する施策の在り方	5. 検討の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 匿名加工情報等、新たな概念の整理に加え、一般的な個人情報の利活用について、現行の規制により発生している課題の確認と今後のあり方についても、検討・整理を進めていただきたい。
32	40 頁	第 4 節 データ利活用に関する施策の在り方	5. 検討の方向性 (2) 「仮名化」の検討 (2つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> 『個人情報』と『匿名加工情報』の中間的なものとして『仮名化』を具体的に検討することについては、仮名化の要件が明示されることによって業務利用が促進される可能性があり、積極的に賛同する。
33	40 頁	第 4 節 データ利活用に関する施策の在り方	5. 検討の方向性 (2) 「仮名化」の検討 (2つ目の○)	<ul style="list-style-type: none"> 『仮名化』のような個人情報と匿名加工情報の中間的な規律の必要性については、(略) 具体的に検討していく必要がある。」とあるが、検討の方向性としては GDPR の「仮名化」と同義と捉えてよいか。匿名加工情報との違いも含め、明確に示していただきたい。
34	40 頁	第 4 節 データ利活用	5. 検討の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 現行の個人情報保護法（含むマイナンバー法）においても、「個人情報・個人デー

NO.	頁	大項目	小項目	意見
		に関する施策の在り方	(2)「仮名化」の検討 (2つ目の○)	<p>タ・保有個人データ・要配慮個人情報（機微情報）・匿名加工情報・マイナンバー」等、複数の種類の情報が存在し、その種類ごとに、求められる管理が異なる状況下、安易に情報の種類を増やすことは、消費者・企業に混乱を招く可能性が高く、実効性の観点から懸念がある。</p> <p>・仮名化の必要性について、具体的なニーズの有無等を含めて、慎重に検証するほか、匿名加工情報制度における企業の意見等も参考にしつつ、消費者・企業において、理解・納得が得られる制度とすべきである。</p>
35	40～41頁	第4節 データ利活用に関する施策の在り方	5. 検討の方向性 (3)技術の進展に伴うデータ利活用への対応	<p>・具体的な検討事項を示していただきたい。</p>
36	40頁	第4節 データ利活用に関する施策の在り方	5. 検討の方向性 (3)技術の進展に伴うデータ利活用への対応 (3つ目の○)	<p>・「法解釈を固定化」とあるが、ガイドラインはあくまで方向性に過ぎず裁判所の解釈を固定化するものではなく、更に、方向性が明確になることで事業者の判断が容易になり、イノベーションが促進される面が大きいことも踏まえれば、あえて解釈固定化の側面に本文書で言及する必要はなく、「が、一方で、技術の進展が早い中、法解釈を固定化することで、イノベーションを阻害するおそれがあるのでないか」という声もある。」という記載部分は削除することが望ましい。</p>
37	41頁	第4節 データ利活用に関する施策の在り方	5. 検討の方向性 (5)ターゲティング広告を巡る対応の在り方 (3つ目の○)	<p>・「自主ルール等による適切な運用が重要」とあるが、この検討主体は誰なのか（ターゲティング広告を「配信する者」（プラットフォーム企業）なのか、広告を出稿する者なのか）。</p>
38	41頁	第4節 データ利活用に関する施策の在り方	5. 検討の方向性 (5)ターゲティング広告を巡る対応の在り方 (3つ目の○)	<p>・「自主ルール等による適切な運用が重要である」とあるが、具体的な自主ルールの内容について、今後想定しているものを含め、示していただきたい。また、どのようなケースにおいて、ターゲティング広告を制限する必要があるのか。</p>
39	41～42頁	第4節 データ利活用に関する施策の在り方	5. 検討の方向性 (5)ターゲティング広告を巡る対応の在り方 (4つ目の○)	<p>・クッキー等については、個人情報保護法上の個人情報として取り扱う必要があるとなった場合の個人情報保護法上の位置づけの明確化を今後検討するということか確認したい。</p>
40	42頁	第4節 データ利活用に関する施策の在り方	5. 検討の方向性 (5)ターゲティング広告を巡る対応の在り方 (5つ目の○)	<p>・「クッキー等であっても、会員情報等と紐付けられ特定の個人を識別できるような場合は、個人情報保護法上の個人情報として取り扱われる必要がある。」とあるが、仮名化個人情報とは何かという観点から、クッキー自体と仮名化個人情報との整理を検討すべきである。例えば、会員情報等と紐付けられ特定の個人を識別できるク</p>

NO.	頁	大項目	小項目	意見
				ッキーは、仮名化個人情報と整理されるのか。
41	54 頁	第 6 節 法の域外適用の在り方および国際的 制度調和への取組と越 境移転の在り方	3. 検討の方向性 (3) 越境移転の在り方	・具体的な検討事項を示していただきたい。
42	54 頁	第 6 節 法の域外適用の在り方および国際的 制度調和への取組と越 境移転の在り方	3. 検討の方向性 (3) 越境移転の在り方 (3つ目の○)	・「リスクを精査し、事業者等の実態をよく踏まえた上で、どのような措置が考えられるか見極める必要」とあるが、クラウド利用やビジネスのグローバル展開の観点から個人データの「グローバルなデータフリーフローは、」まさに「デジタルエコノミー時代のイノベーションの前提」であることから、「本邦と同等以上の個人情報保護制度を持つ国への移転は認めるなどの措置により移転可能性の拡大を探る必要」など、積極的な記載にすべきである。
43	55 頁	第 6 節 法の域外適用の在り方および国際的 制度調和への取組と越 境移転の在り方	3. 検討の方向性 (4)本人への情報提供の 在り方 (2つ目の○)	・「事業者」は、外国事業者であることを確認したい。

以 上